

工 務 課 長 堀 田 隆 朝
監 査 長 藤 本 隆 朝
庶 務 長 藤 本 隆 朝
助 役 長 藤 本 隆 朝
印 長 藤 本 隆 朝

文書分類 - -
保存期間 永 10 5 3 1

中国電発広第42号
平成8年12月2日

米子市長
森田 隆 朝 殿

中国電力株式会社
取締役社長
高 須 司

11月1日付ご安全協定の締結について
申入れを行ったものです。



島根原子力発電所に係る安全協定について（回答）

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は当社事業運営に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、平成8年11月1日付、発米総第114号により、貴職からお申し入れのありました件につきましては、下記のとおり回答申し上げます。

記

島根原子力発電所の異常時の連絡や増設計画の事前了解を含む安全協定は、発電所の運営管理にあたって、行政上密接な関係にある発電所の立地自治体である島根県および鹿島町と締結しております。

一方、異常時の連絡の取り決めにつきましては、立地自治体（島根県および鹿島町）の他、防災上の観点から万一の事故を想定して、予めの対策や速やかな対応が必要な範囲として国が定めている8～10km以内に位置する松江市、島根町に対して締結しております。

この範囲を超える地域につきましては、時間的余裕があることや国等の支援により、既に確立されている一般防災の延長線上で対策が可能であり、予めの原子力防災の対策は不要と考えられています。

また、島根原子力発電所をはじめとするわが国の原子力発電所は、多重の安全対策を講じており、周辺に災害を及ぼすような事故が起こることは考えられません。

このことから、安全協定等の締結の範囲を拡大することは考えておりませんので、ご賢察のうえご了承賜りますようお願い申し上げます。

なお、当社は貴市の住民の皆様にも、島根原子力発電所についてご理解とご安心をいただけるよう広報活動のより一層の充実に今後とも努めてまい

受付
発米総第1507号
8-12-2
藤本 総務課

以上